

# 松江市内で建築・建設行為を行う際には 事前に 景観法に基づく届出 が必要です。

● **着手予定日の 30 日前までに届出が必要です。**

(※なるべく早い時期に事前協議をお願いします。)

届出が必要な行為の種類や規模は、窓口やホームページ等でご確認いただけます。

届出書類の受理後、景観形成基準に照らして審査します。

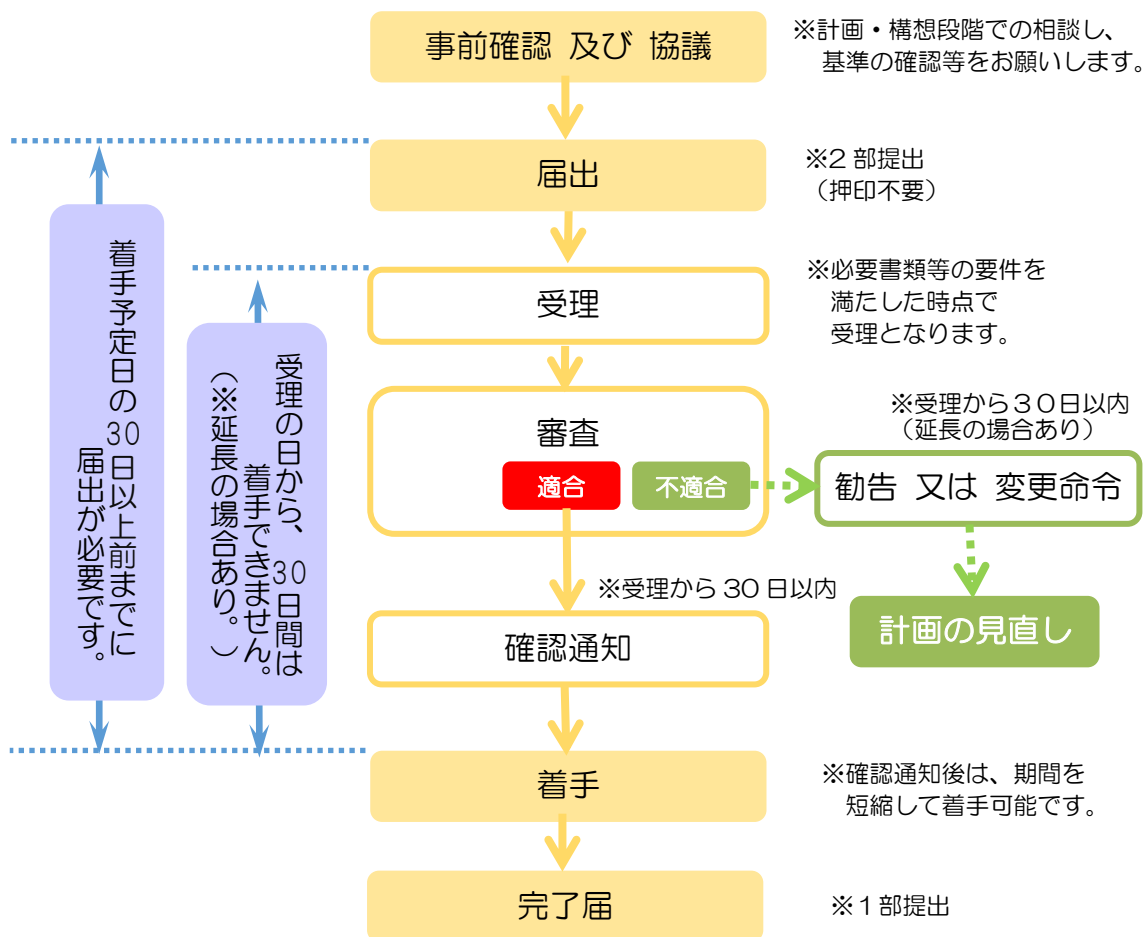
● **受理の日から 30 日間は、行為に着手できません。(景観法第 18 条第 1 項)**

景観形成上支障がないことが確認できた場合には、30 日以内に確認通知をします。

確認通知後は、着手されて結構です。(景観法第 18 条第 2 項)

● **届出内容について、再検討をお願いする場合には 30 日以内に指導を行います。**

この場合にも、最終的に確認通知をするまでは行為に着手しないようお願いします。



【お問い合わせ】

松江市都市整備部 建築審査課 景観指導係  
(TEL) 0852-55-5387 (FAX) 0852-55-5552

**【景観法抜粋】**

(行為の着手の制限)

**第 18 条**

第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から 30 日（特定届出対象行為について前条第 4 項の規定により同条第 2 項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第 102 条第 4 号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第 1 項の命令を受け、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。